保険給付等公金受取口座利用届出書

年　　月　　日

埼玉機械工業健康保険組合 御中

保険給付の申請・請求にあたり、以下内容にて公金受取口座を利用します。

<table>
<tr><td rowspan="6">申請者記入欄</td><td rowspan="2">①・②のどちらか一方を記入</td><td>① 被保険者 記号－番号</td><td>② 個人番号</td></tr>
<tr><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">〈注意事項〉
●被保険者記号番号を記入した場合は個人番号の記入は不要です。
●個人番号を記入した場合は、個人番号および本人確認をするため、
マイナンバーカードの写しを添付してください。</td></tr>
<tr><td>事業所名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>被保険者氏名</td><td colspan="2">(ﾌﾘｶﾞﾅ)</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="2">〒　　－
TEL　　－　　－</td></tr>
<tr><td>公金口座の利用を希望する給付等
（数字に○を付けてください）</td><td colspan="2">１．療養費、移送費　　５．家族療養費、家族移送費
２．傷病手当金　　６．家族埋葬料及び家族埋葬料付加金
３．出産育児一時金　　７．家族出産育児一時金
４．出産手当金　　８．高額療養費、高額介護合算療養費
※被保険者以外の口座に支払う埋葬料及び埋葬料付加金は利用できますせん。
※任意継続被保険者の保険料の還付は、還付請求書中の「公金受取口座利用」欄にチェックを入れてください。</td></tr>
</table>

〈注意事項〉

１．この届出は、各種保険給付支給申請(請求)書と一緒にご提出ください。
なお、本届出を提出する場合は、申請(請求)書の『委任状』の記入は不要です。本届出の提出と同時に委任状の記入があった場合は、委任状が優先され事業所の口座へ振り込みます。

２．被保険者が公金受取口座としてマイナポータル等であらかじめ指定した口座に振り込みます。

３．被保険者が公金受取口座情報を登録･変更･抹消した場合、預貯金口座の実在性の確認等が行われるため、登録した情報等の反映までには数日程度要することがあり、変更前口座に振り込みされる場合があります。

４．情報連携により公金受取口座情報を取得できなかった場合や、取得した口座に振込手続きを行った結果、振込不能となった場合には、振込口座を確認し再振込手続きを行いますので、支払日が遅くなることがあります。

５．保険給付支給申請(請求)書の記載名と公金受取口座の名義が異なる場合には、申請(請求)者に対して申請(請求)情報に誤りがないか等を確認したうえで振込手続きを進めます。なお、申請(請求)者と口座名義が一致しない場合として以下が考えられますが、マイナンバーカードに旧姓(旧氏)併記をしている場合や、住民票に通称名を登録している場合でも当該名称を公金受取口座の名義として登録することは可能です。
①公金受取口座が旧姓(旧氏)名義の口座である場合 ②公金受取口座が通称名義の口座である場合

６．給付対象が複数月にまたがり申請(請求)が複数回となる場合も、それぞれの申請(請求)ごとに公金受取口座利用を確認しますので、公金受取口座の利用を希望される場合は各申請(請求)ごとに公金受取口座利用の届出を行ってください。

(R8.4.1)